竹の台地域委員会 「高齢」にかかわる勉強会 めざせ! Happy100年人生 第3回「介護保険サービスについて」 要旨

1 日 時: 平成30年8月18日(土)13:30~15:00

2 場 所:たけのパーク フリースペース

3 参加者:28名

4 講師:西神中央あんしんすこやかセンター 木下氏・山吉氏

5 主な内容

(1) 筧委員長あいさつ

・人生 100 年時代を迎え、まちづくりの観点から勉強会を実施している。65 歳から介護 保険証が送られてくるが、今回は、実際に困ったときのために介護保険で受けられるサ ービスについて勉強したい。

(2) 木下氏からのお話

①介護サービスを受けるにあたっての相談

- ・「西神中央あんしんすこやかセンター (TEL 996-2367)」(以下「センター」と略)で相談を受けている (「センター」の詳しい内容については、第2回要旨を参照)。
- ・「あんしんすこやかセンター」には、木下氏のような地域支え合い推進員(地域とセンターをつなぐ役割)のほか、山吉氏のような主任ケアマネージャー(個別のケアマネージャーの相談役。山吉氏)、保健師・看護師(医療面などの相談)、社会福祉士(後見人制度等の相談)といった専門職が常駐している。
- ・「笑顔の窓口(竹の台では6丁目のユイックス)」や「4丁目のデイケア絆」でも相談を 受けてくれ、必要に応じて「センター」につないでくれる。

②介護サービスを受けるにあたっての申請など

- ・介護保険料を払っていれば、65 歳になった時点で「介護保険証」が自宅に届くが、介 護保険が適用されるサービスを受けようと思えば、認定事務センター(市役所)に申請 し、認定を受ける必要がある。
- ・必要な申請用紙(黄色)及び認定調査連絡票は「センター」にある。電話をもらえれば、 自宅まで届けに行き、相談にも乗ることができる。
- ・必要事項を記入し、介護保険証とともに認定事務センターに郵送すると、主治医の意見を聞いたり、訪問調査を経て、「要支援1・2」「要介護1~5」「非該当」が決定される。
- ・「要支援 1・2」又は「要介護 1~5」の場合は、それが介護保険証に記載されて戻ってくる。ここまで約1カ月かかる。
- ・「要支援 $1 \cdot 2$ 」「要介護 $1 \sim 5$ 」の段階に応じて、介護保険制度により 1 割負担(今年から高額所得者は 3 割負担)するだけ受けられるサービスの種類や回数等が異なる(この範囲を超えると、10 割自己負担となる)。
- 早くサービスを受けたい場合、次の2つの方法があるが、デメリットもある。
 - (1) 「センター」の「チェックリスト」により、即日判定する方法。ただし、ヘルパー 資格がなくてもできる家事等の生活支援に限られる。
 - (2) 認定決定前に介護保険制度によるサービスを受ける方法。ただし、認定結果によっ

ては、全額自己負担になる場合がある。

- → いずれにしても「センター」に相談してください。
- ③具体的な介護サービスについて
- サービスの種類
 - (1) ヘルパー (訪問介護)
 - ・身体介護(入浴補助、おむつ換えなど)
 - 生活支援(掃除、買い物、調理などの家事)
 - ・同居人や客などは対象外。ペットの世話、水やり、草むしりなども対象外
 - (2) 福祉用具の貸与又は購入
 - ・方向補助杖、シルバーカー、歩行器(シルバーカーより安定性がよい)など
 - (3) 住宅改修
 - ・手すり取り付け、段差解消、滑り防止のための床材変更、洋式便器の設置に限定
 - ・20 万円まで負担額2万円
 - ・工事の前に区役所に申請が必要であることに注意!
 - (4) 通所介護
 - ・デイサービス (入浴、食事、機能訓練など)
 - ・デイケア (理学療法士等による機能回復訓練など)
 - (5) 訪問看護
 - ・看護師による血圧チェック、服薬管理、家族の相談、医療管理など
 - ・別に「訪問リハビリ」あり(訪問看護の範疇で、理学療法士がリハビリする場合も)
- ・具体的にどんなサービスを受けるのがよいかについては、ケアマネージャーが聞き取り、整理し、提案してくれる(決めるのはサービスを受ける人)。
- ・2 人暮らしで、もう 1 人が元気な場合は、ヘルパーの生活支援(ヘルパーの資格がなく てもできること)は受けられない。

(3) 意見·質疑等

- ・多額の介護保険料を払っているので、できるだけサービスを使いたいと思う人がいるかもしれないが、今私たちが払っている保険料は一世代前の人が既に使ったもの。私たちが使う分は、若い人が負担することになる。少子化の折、ますます若い人の負担が増えることになりかねないし、使わない (=元気) に越したことはないのでは?
- ・「要支援」と「要介護」の違いは?
 - → 「要支援」は「介護予防」の段階の人。制度上、「要支援」なら「あんしんすこや かセンター」のケアマネがつくが、「要介護」なら「笑顔の窓口」のケアマネがつく。 「笑顔の窓口」は民間の居宅介護支援事業所のことで多くあるが、定数が決まっている ので、必ずしも竹の台のユイックスが担当するか分からない。これも含めて、「センター」に相談してほしい。
- ・実際にサービスを受けるにあたって、例えば、住宅改修などの業者はどのようにして選べばよいのか?
- → 「センター」に相談してもらえれば紹介できる。福祉用具取扱店などとも、顔の見える関係にあるので信頼できる。
- ・申請時に「主治医」を記載するとのことだが、内科、外科、整形外科など、どの医者を

書くのか? また、主治医がいない場合は?

- → 認定事務センターが意見を聞く相手方になるので、申請書の段階で主治医本人に 記入してもらう必要はないが、主治医にはその旨伝えておき、認定事務センターから連 絡がくることを認識しておいてもらうのがよい。主治医がいない場合は、まず、どこか の医師にかかることになるが、例えば腰痛であっても、直近でかかった整形外科でなく、 自分のことを一番よく知っている医師がいるなら、その医師を主治医とした方が、後々、 ケアマネも相談しやすい。認定事務センターも、色々なことを聞いて判断するので、自 分のことをよく知っている医師を主治医とする方がよい。
- ・自分は元気だと思っていたが、主治医に申請を勧められた。
- → 申請すべき。ただし、訪問調査時に「元気」というのではなく、「こんなときにこんなことができなくなって困っている」など、困っていることを正確に訴えること。
- ・膝が悪くて手術をし、その後のリハビリの場合は、介護保険はきくのか? リハビリ病 院に入院して健康保険を使った方が安くなるのか?
- → 介護認定は、病気かどうかは関係なく、どれだけ「できないか」で決まる。主治医にも、病状だけでなく、症状の安定性も含め、そのような観点で意見を聞く。ただ、「要介護」であれば、病院へ行くための「介護タクシー」の「介護部分」については介護保険がきく(「通常のタクシー料金」にはきかない)。リハビリ病院に入院すると数カ月、"病人"扱いになる。それより、自宅で"出来ることはする"という選択もあるのでは?
- ・資料の「ハートページ」には、サービス料金ではなく、「単位」と表示されているが、 この意味は?
- → 介護保険が使える上限として、「要支援 1」なら月 5,003 単位、「要介護 5」なら月 36,065 単位などと定められている。これを超えると介護保険がきかなくなるので、10 割負担となる。「ハートページ」では、そのサービスでどれだけの「単位」を使うかが表示されている。これを料金に換算するには、「地域区分単価」を「単位」に掛け算する。これは、自治体によって異なり、神戸市では、ホームヘルプの場合は 1 単位が 10.84 円、福祉用具貸与の場合は 1 単位が 10.00 円となる。